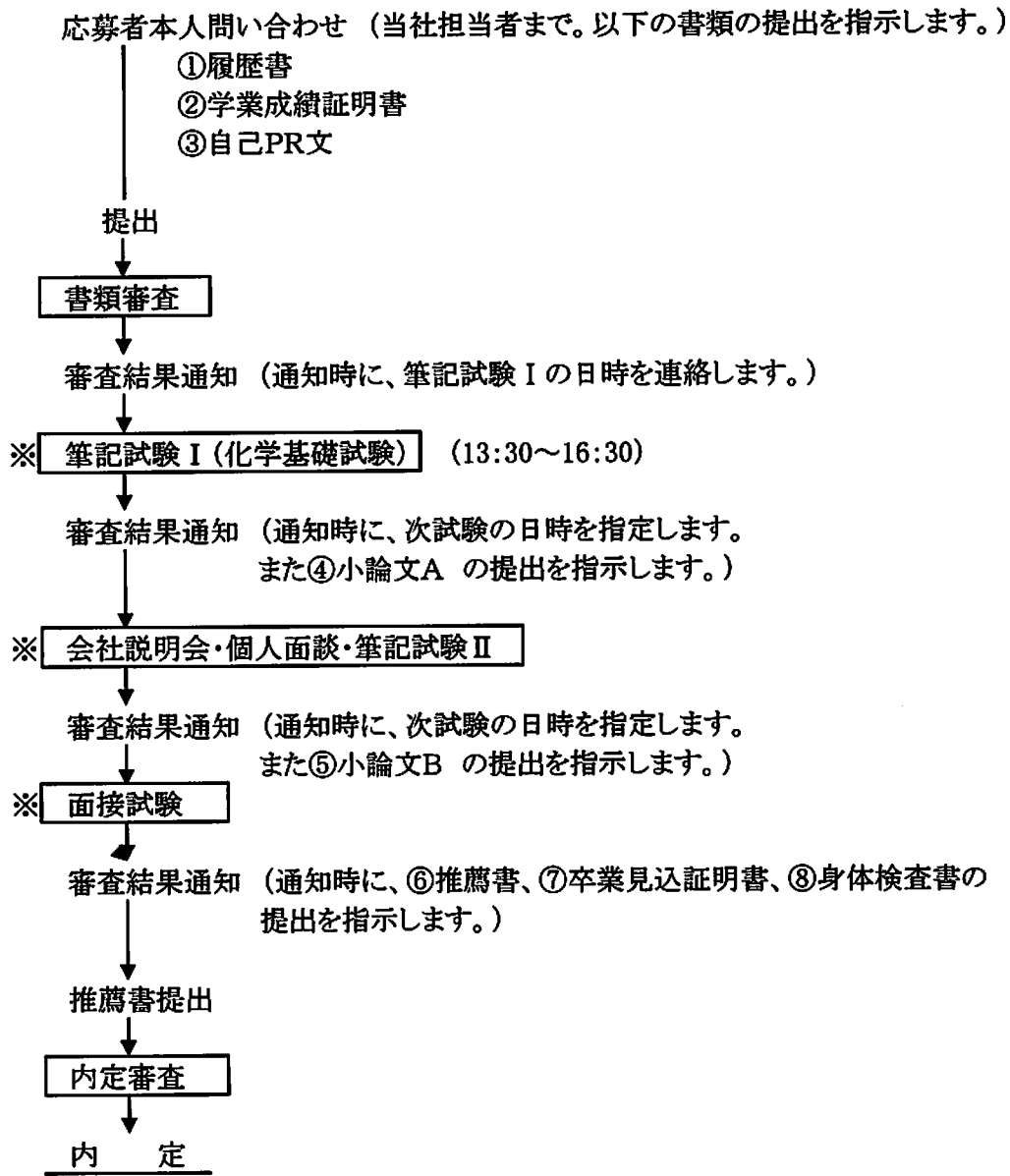


- 【社宅・寮】：社宅、寮はありません。各人で住居を選び借りていただきます。
また希望があれば会社で紹介します。
(月2万円の住宅手当を支給します。)
- 【社内教育と研修】：社員の人格形成と能力育成には、特に力を注いでいます。
・OJT, Off JT教育
・将来の幹部候補としての教育と経験
 営業、経営への参画、及びそれら部門へのローテーション配属
・国家資格の取得
 国家資格の取得は、強く推進し、義務づけています。
 また、資格手当を支給し、給与に反映させます。
- 【会社の気風】：
・皆で助け合う協力、信頼
・規則やルールなどの必要がない、常識のある行動
・やる気、自由、明るさ
 … 人を大事にし、やる気を大事にする会社です。
- 【社員の特質】：賃金や制度は、個人の能力と実績を重視した考えを志向しています。
しかしながら、職務内容は共同作業や責任分担作業が多いため、互いのチームワークや信頼が欠かせず、その為、社員の性格、態度にはお互いを配慮した協調と助け合いの姿勢が必要です。
言い替えれば、独創性や発展性も大切ですが、むしろ、協調性や責任感を重要視しています。
- 【産休・育児休業】：当社では女子社員が社員の半数を占め、欠かすことの出来ない重要な存在となっています。社内制度の中で、産休、育児休業(1年6ヶ月)制度を取り入れているのはもちろん、独自の『時短正社員』制度を設け、育児中の女子社員の就業を社としてサポートしています。
- 【会社の特質】：会社設立後22年の会社ですが、毎年確実に受注・売上額を拡大させています。社員は色々な方面に豊富な経験と専門性を持ち、関連法令にも通じ、そのため試験分析の対象は飲料水、廃水から大気、土壌、産業廃棄物と多岐にわたっています。また水処理設備、薬品、環境コンサルタントなど関連事業も行なっており『総合環境ソリューション会社』です。
計測器・設備・建物への投資が大きいのも当社の特色で、その額は売上の14%に達します。最先端の機器と技術を用い、優れた分析を行なうのが当社の方針です。
これらのことで社員のモチベーションが非常に高く、会社を辞める社員がほとんどいないのも当社の特徴です。
- 【将来性】：業種的にはさらに発展、成長する分野であり、今後が期待されています。また同業他社は、大会社系列の関連会社や、官庁系の外郭団体が多いのに対して、当社は独立した純民間会社であり、その活力や前向きさは定評のあるところ。機器、人材、事業展開と、一步ずつ着実に前進しており、将来性豊かな会社です。

【応募要領】

1. スケジュール



（※は、本人来社）

- （注）・筆記試験は当社の業務の特質上、化学の基礎学力を重要視しており、その有無を判定する試験となります。
- ・試験の順番が入れ替わる場合があります。
 - ・追加試験を行う場合があります。

2. 書類受付期間

通年採用

応募の受付は随時行い、応募に合わせて試験・審査は順次行っていきます。
ただし、合格者が予定数になり次第締め切ります。

3. 提出書類

- ①履歴書(自筆で書いたもの、写真付)
- ②学業成績証明書
- ③自己PR文(自筆で書いた用紙1枚)
- ④小論文A
- ⑤小論文B
(小論文A, Bは、用紙の大きさ、枚数は自由ですが、自筆で書くこと)
- ⑥推薦書
- ⑦卒業見込証明書
- ⑧身体検査書

4. 応募条件

高校・大学初期課程での基礎化学を十分習得、理解できている者。

5. その他

- ①当社は自由応募ですが、最終内定時に学校の推薦書が必要です。
- ②2回目の来社からは交通費を支給します。

6. 提出先 及び 問い合わせ先

〒806-0047

福岡県北九州市八幡西区鷹の巣2丁目3-31
西日本環境リサーチ株式会社 (採用担当まで)
TEL 093-642-3733
FAX 093-642-3734
E-mail : info@n-e-r.com
HP : http://www.n-e-r.com

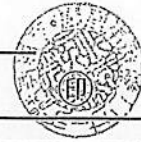
自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる以下のいずれにも該当いたしません。

事業所名 西日本環境リサーチ

事業所所在地 〒806-0047 北九州市八幡西区鷹の巣2丁目3番31号

代表者名 代表取締役 鷹取 武志



以下の内容に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

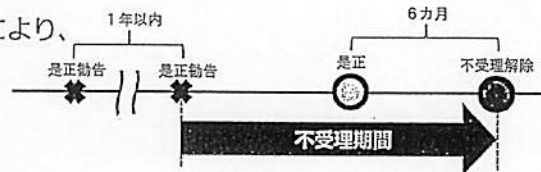
チェックシート

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL280127派若01）により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

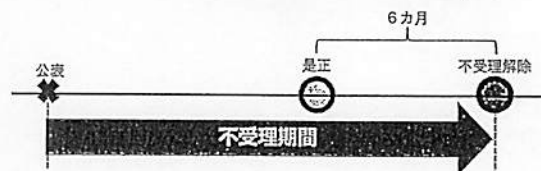
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



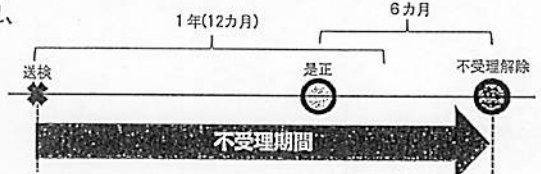
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。

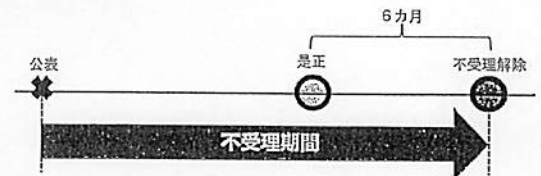


2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表（※）され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。

※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。



3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
- ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。